

サービス利用料金表（1割負担の方）

令和4年10月1日改定

〈基本サービス費〉

1ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727単位)
1. サービス 利用料金	12,994円	25,956円	41,183円
2. うち介護保険から 給付される金額	11,694円	23,360円	37,064円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	1,300円	2,596円	4,119円

〈加算〉

1ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100単位)
1. サービス 利用料金	2,210円	1,105円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,989円	994円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	221円	111円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約1割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約1割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約1割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和6年5月までとなり、令和6年6月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約1割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約1割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約1割の金額

サービス利用料金表（2割負担の方）

令和4年10月1日改定

〈基本サービス費〉

1ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727単位)
1. サービス 利用料金	12,994円	25,956円	41,183円
2. うち介護保険から 給付される金額	10,395円	20,764円	32,946円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	2,599円	5,192円	8,237円

〈加算〉

1ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100単位)
1. サービス 利用料金	2,210円	1,105円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,768円	884円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	442円	221円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約2割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約2割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約2割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和6年5月までとなり、令和6年6月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約2割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約2割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約2割の金額

サービス利用料金表（3割負担の方）

令和4年10月1日改定

〈基本サービス費〉

1ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727単位)
1. サービス 利用料金	12,994円	25,956円	41,183円
2. うち介護保険から 給付される金額	9,095円	18,169円	28,828円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	3,899円	7,787円	12,355円

〈加算〉

1ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100単位)
1. サービス 利用料金	2,210円	1,105円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,547円	773円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	663円	332円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約3割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約3割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約3割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和6年5月までとなり、令和6年6月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約3割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約3割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約3割の金額